

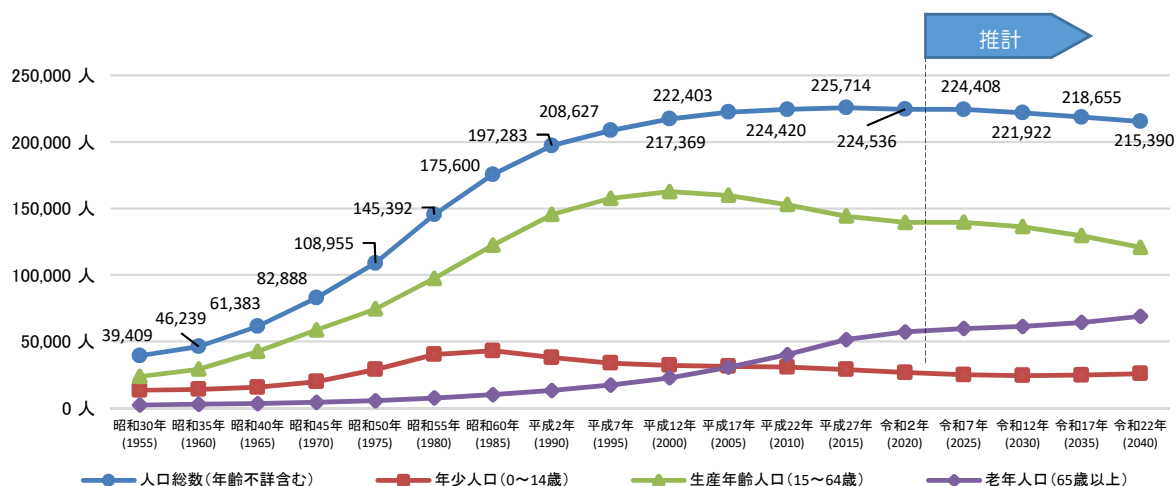
地域福祉計画（第6期）、障がい者福祉計画（第7期）及び 高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画（第9期）の策定について

1 計画策定に当たっての基本的な考え方

地域福祉計画（第6期）、障がい者福祉計画（第7期）及び高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画（第9期）は、団塊の世代が75歳を迎える令和7（2025）年、さらには団塊ジュニア世代が65歳を迎える令和22（2040）年を見据え、本市が目指す「誰もが住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができる地域包括ケア社会¹」を共通の将来像に掲げ、福祉施策・事業を計画的に推進するための計画です。

また、地域包括ケア社会を実現するため、人口等の将来推計や障がい者、高齢者等に対して実施したアンケート調査を基に、必要な福祉サービスを的確に把握するとともに、地域共生社会²の取組を進めるべく策定します。

2 年齢階層別人口の推移



- 人口総数…一貫して増加傾向となっているが増加率は、減少傾向にあり、近年では、横ばい
- 年少人口…昭和60（1985）年以降緩やかに減少
- 生産年齢人口…平成12（2000）年以降減少
- 老年人口…一貫して増加

資料 総務省「国勢調査」（各年）
令和2（2020）年のみ神奈川県年齢別人口統計調査
推計については、「厚木市人口ビジョン（令和3（2021）年3月）」

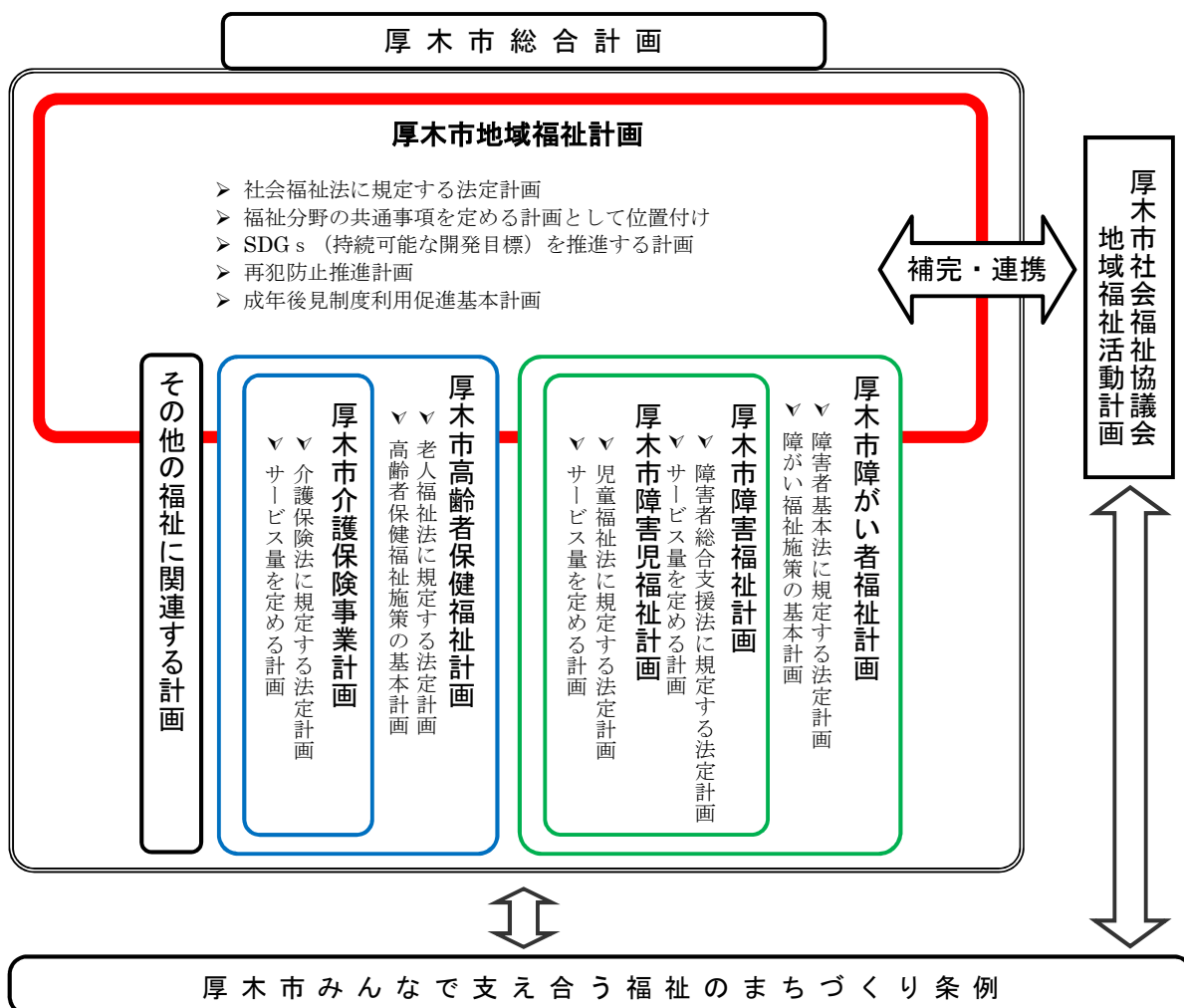
¹ 地域包括ケア社会は、国が提唱する「地域包括ケアシステム」を包含し、高齢者や障がいのある方、子どもなど、地域にお住いの全ての市民の皆様を対象として、誰もが参加・交流できる地域活動と、身近に快適な生活空間を備えた社会です。

² 地域共生社会は、「制度・分野ごとの『縦割り』や『支え手』『受け手』という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が『我が事』として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて『丸ごと』つながることで、住民一人一人の暮らしと生きがい、地域をとともに創っていく社会」です。

3 計画の位置付けと性格

計画名	位置付けと性格	
地域福祉計画	<ul style="list-style-type: none"> ・社会福祉法第 107 条に規定する市町村地域福祉計画 ・再犯防止等の推進に関する法律第 8 条第 1 項に規定する再犯防止推進計画 ・成年後見制度の利用の促進に関する法律第 12 条に規定する成年後見制度利用促進基本計画 	<ul style="list-style-type: none"> ・地域包括ケア社会の実現に向けた行動計画 ・第 10 次厚木市総合計画の個別計画 ・SDG s の推進を図る計画
障がい者福祉計画	<ul style="list-style-type: none"> ・障害者基本法第 11 条第 3 項に規定する市町村障害者計画 ※ 障害者総合支援法第 88 条第 1 項に規定する市町村障害福祉計画及び児童福祉法第 33 条の 20 第 1 項に規定する市町村障害児福祉計画を包含して策定します。 	
高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画	<ul style="list-style-type: none"> ・老人福祉法第 20 条の 8 に規定する市町村老人福祉計画 ※ 介護保険法第 117 条に規定する市町村介護保険事業計画を包含して策定します。 	

4 計画の体系図



5 計画の期間

令和6（2024）年4月から令和9（2027）年3月まで（3か年計画）

6 計画の目指す姿と全体像

(1) 地域福祉計画（第6期）

ア 将来像

誰もが住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができる地域包括ケア社会

イ 基本理念

見守り、つながり、支え合い、一人一人が尊重される地域づくり

ウ 基本目標

(ア) 住民の絆が深まり、地域で支え合う共生のまち

(イ) 互いに認め合い、一人一人が尊重され、地域で安心して暮らせるまち

(ウ) 地域社会とのつながりを実感し、誰もが社会参加できるまち

(2) 障がい者福祉計画（第7期）

ア 将来像

誰もが住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができる地域包括ケア社会

イ 基本理念

(ア) 障がいを身近なものとして理解できるまちづくり

(イ) 障がい者が自らの意思で暮らし方を決定できるまちづくり

(ウ) 誰もが共に生きる地域の一員であることを実感できるまちづくり

ウ 基本目標

(ア) 障がいによって分け隔てられることのないまち

(イ) 自分らしく生きることができるまち

(ウ) 地域で支え合う共生のまち

(3) 高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画（第9期）

ア 将来像

誰もが住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができる地域包括ケア社会

イ 基本理念

高齢者等が、生きがいを持って、安心して生活できるまちづくり

ウ 基本目標

(ア) 地域のつながりが深まり安心・継続して暮らせるまち

(イ) 健康で生きがいに満ちた生活を送ることができるまち

(ウ) 充実した介護サービス等を安定して受けられるまち

7 策定スケジュール

令和5年3月 策定方針
5月 計画原案
7月 意見交換会
10月 計画素案 ⇒ 厚木市保健福祉審議会諮問・答申
11月 計画案パブリックコメント
令和6年4月 計画スタート